

**ADVICE-20-007-24
V1-0****FSC 認証管理区画からの森林破壊のない製品**

参照規準文書

FSC-POL-20-003 認証範囲からの除外に関する FSC 方針
FSC-STD-01-001 V5-3 森林管理のための FSC 原則と基準
FSC-STD-30-010 V3-0 管理森林の管理
FSC-STD-60-004 V2-1 国際標準指標

FSC-DIR-20-007 森林管理評価に関する FSC ディレクティブの以下のアドバイスノートは、ADVICE-20-007-24 と整合させる予定である。

ADVICE-20-007-09 侵入森林の皆伐
ADVICE-20-007-10 人工林から非森林地への転換
ADVICE-20-007-11 土地の転換による製品

承認日

2024 年 6 月 5 日 FSC 理事会により承認

発効日

森林管理認証¹ を保有し、<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織：2024 年 7 月 1 日

森林管理認証を保有するその他のすべての組織：2024 年 10 月 1 日²

移行期間

2025 年 12 月 31 日

注：<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を実施する組織には、移行期間は適用されない。

範囲

本アドバイスノートは、森林管理認証取得組織および森林管理認証の認定を受けた認証機関に適用される。

用語と定義

農業プランテーション(Agricultural plantation)：果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園、樹木の下で作物を栽培するアグロフォレストリーシステムなど、農業生産システムにおいて林分をもつ土地。

農業利用(Agricultural use)：農業用プランテーション、セットアサイド農業用地、家畜飼育用地を含む、農業を目的とした土地の利用（出典：森林破壊のない製品に関する規則(EU) 2023/1115 第 2 条 5 項）。

天然更新林(Naturally regenerating forests)：主に天然更新によって成立した樹木からなる森林で、以下のいずれかを含む：

a) 植栽されたか自然に再生したか判別できない森林

¹ <FSC-STD-30-010 V3-0 管理森林の管理>の認証を受けた組織を含む。

²本アドバイスノートは、森林破壊のない製品に関する規則（欧州連合）2023/1115 の施行日である 2023 年 6 月 29 日より後に収穫された林産物に適用される。

-
- b) 天然更新された在来樹種と植栽または播種された樹種が混在する森林で、天然更新された樹種が林分成熟時の蓄積の大部分を占めると予想される場合；
 - c) 元々天然更新によって成立した樹木の萌芽
 - d) 外から導入された外来種の天然更新林

出典：森林破壊のない製品に関する規則（EU）2023/1115）。

その他の樹林地帯 (Other wooded land) : 0.5 ヘクタール以上の「森林」に分類されない土地で、高さ 5 メートル以上、樹冠率 5~10%の樹木、またはそのままの状態ではこれらの閾値に達することができる樹木、または低木、灌木、樹木の合計被覆率が 10%以上の土地で、農業用地や都市用地を除いたもの。(出典：森林破壊のない製品に関する規則（EU）2023/1115)。

原生林 (Primary forest) : 在来樹種からなる自然更新林で、人間活動の明確な形跡が見られず、生態学的プロセスがあまり攪乱されていない場所。(出典：国際連合食糧農業機関（FAO）「世界森林資源アセスメント 2025」に記載の用語と定義による）。

注記：原生林は先住民族や地域社会の住処であり、彼らのアイデンティティ、文化、信念体系、伝統的知識、生計の基盤である。上記の原生林の定義を満たす森林は、これらのコミュニティの存在を理由に除外されることはない。

背景

FSC は、<FSC-POL-01-007 転換に対処するための方針>の承認により、森林破壊を終わらせ、保全、回復、再生を促進することを目的とした世界的なイニシアティブに貢献することを再確認した。

FSC は、規則(EU)2023/1115(EUDR)が定める森林減少の規則を概ね上回っている。同規則は、非森林土地利用への転換も禁止することで、農業利用への転換のみを取り上げている。更に、森林劣化に関する FSC の規則は同規則のものよりも厳しい。しかし、EUDR と FSC の要求事項の違いは、以下の特定のシナリオにおいて生じる：

- A. **人為的でない森林破壊**（第 1 項参照）：FSC は例えば認証取得組織に対し、自然災害による潜在的な悪影響を軽減するためのリスク評価と活動の実施を義務付けるなど、人為的でない森林破壊を防止するための効果的な手段であるが、FSC の転換の定義は人為的でない森林破壊を対象としていない。
- B. **最小限の転換による森林伐採**（第 2 項参照）：<FSC-STD-01-001 FSC 森林管理の原則と基準>の基準 6.9 では、以下の場合に最小限の転換を認めている：
 - a) 管理区画のごく限られた割合のみに影響する場合。
 - b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全上および社会的便益がもたらされる場合。
 - c) 高い保護価値や、高い保護価値を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。

農業利用への転換は、通常、管理区画において、明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全上および社会的便益をもたらさないが、特にアグロフォレストリーシステムのような農業プランテーションの形態で発生する場合は、無視することはできない。

- C. **最小限の転換の下での森林劣化**（3 項参照）：EUDR が定義する特定の森林劣化のシナリオは、最小限の転換ルールの下で発生する可能性がある。
- D. **自然林でなかった土地における人工林の永続的転換**（2 項参照）：自然林から非森林土地利用へ直接転換された場所にない人工林の転換は、<FSC-STD-01-001 FSC 森林管理の原則と基準>の基準 6.9 では規制されないが、農業利用への永続的な転換を伴う場合は、EUDR では森林減少とみなされる。
- E. **森林管理者にはどうしようもない理由**(2 項と 3 項を参照)：管理区画のごく限られた部分において、FSC 森林管理基準の要求事項が、森林管理者にはどうしようもない理由で満たされない場合、<FSC-POL-20-003 FSC 認証範囲からの区域の除外に関する方針>は、その影響を受ける地域からの林産物を FSC 認証材として販売することを明確に禁止していない。
- F. **天然更新した移入種の樹木の転換**（3 項参照）：EUDR では、移入種の天然更新木を含む天然更新林の人工林への転換や他の樹林地帯への転換は森林劣化とみなされる。主に移入種の天然更新木から構成される森林は、FSC の自然林の定義には含まれておらず、従って転換要求事項の対象外である。
- G. **ゴムプランテーションの分類**（4 項および 5 項を参照）：FSC はゴムプランテーションを EUDR が定義するように農業プランテーション、即ち農業利用とは見なさない。人工林からゴムプランテーションへの転換は、<FSC-STD-01-001 森林管理の原則と基準>の基準 6.9 と 6.11 では規制されていない。しかし、これは EUDR では森林破壊とみなされ、2020 年 12 月 31 日以降に転換されたゴムプランテーションの製品は森林破壊がないとはみなされない。

FSC は、転換に対処する方針の意図に沿って、FSC 森林管理要求事項と EUDR の森林減少・劣化の要求事項との間の潜在的なギャップに対処するため、このアドバイスノートを作成した。この調整により、FSC 認証管理区画から調達される全ての林産物が森林破壊を伴わないことが保証される。

版履歴

V1-0：2024 年 6 月承認

アドバイス

人為的でない森林破壊（上記シナリオ A）：

- 1. 人為的でない（例：自然災害の後など）、自然林の転換または人工林の永続的な農業利用への転換の場合、組織はそのような転換の結果生じた林産物を FSC 認証として販売してはならない。

注：これは、組織が関連する林産物の販売時に、将来土地が農業用に指定されることを既に確認している場合にのみ適用される。

最小限の転換による森林破壊、自然林でなかった土地における永続的人工林の転換、森林管理者にはどうしようもない理由（上記シナリオ B、D、E）：

2. FSC が認める例外的な自然林の転換、または人工林の農業利用への永続的な転換の場合、組織はそのような転換から生じる林産物を FSC 認証として販売してはならない。

注：これは、組織が関連する林産物の販売時に、将来土地が農業用に指定されることを既に確認している場合にのみ適用される。

最小限の転換による森林の劣化、森林管理者にはどうしようもない理由、移入種の天然更新木の転換（上記シナリオ C、E、F）：

3. 例外的に FSC が認める、原生林または天然更新林の人工林またはその他の樹木地帯への転換の場合、組織は、これらの活動から生じる林産物を FSC 認証材として販売してはならない。

注：生態系の保護や回復のために侵略的外来種を除去し、その後他の非侵略的種を植えることは、上記の要求事項において転換とはみなされない。

ゴムプランテーションの分類（上記シナリオ G）：

4. 植林地がゴムプランテーションに転換された場合、当組織は当該転換により生じた林産物を FSC 認証材として販売してはならない。
 5. 2020 年 12 月 31 日より後に人工林がゴムプランテーション²に転換された場合、組織は当該ゴムプランテーションから生じた林産物を FSC 認証材として販売してはならない。
-